

邑楽漁業協同組合 遊漁規則

(共第11号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、邑楽漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（コイ、フナ、ウナギ及びナマズをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

- 2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第八条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
コイ	
フナ	
ウナギ	1月1日から12月31日まで
ナマズ	

- 2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示し、公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。ただし、網類の網目は15cmにつき13節以下とする。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき3本以下、ただし蛭田橋から藤の木橋までの谷田川において組合が定める区間は1人につき1本
投 網	1人につき1統
すくい網	1人につき1統・網口径45cm以下
四つ手網	1人につき1統・幅及び長さ1.6m以下
張り網	1人につき10統以下・幅5m以下及び長さ20m以下・川幅の3分の1以上を開放して設置するものとする。
筌(網うけ)	1人につき50統以下・幅0.6m以下及び長さ1.2m以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
リール釣	全魚種	蛭田橋から藤の木橋までの谷田川において組合が定める区間	1月1日から 12月31日まで
投網・すくい網 四つ手網 張り網 筌(網うけ)	全魚種	飯野排水機場から谷田川本流までの区域	7月1日から 12月31日まで

3 前各号の組合が定める区間は、組合の掲示板に掲示し、公表するものとする。

(禁止区域)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それ右欄に掲げる期間、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
谷田川の蛭田沼	4月20日から5月10日まで

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
全魚種	蛭田橋から藤の木橋までの谷田川において組合が定める区間	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示し、公表するものとする。

(全長の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
コ イ	20センチメートル
フ ナ	5センチメートル
ウナギ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）において納付するときは、次の表のとおりとする。なお、期間の欄の1年とは4月1日から翌年3月末日までとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全 魚 種	徒手採捕	1日	500円
	手 釣	1年	6,000円
	竿 釣	1日	1,000円
	同 上 投網・すくい網 はり網 四つ手網・筌	1年	7,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
中学生	全魚種	従手採捕 手釣・竿釣	1 日	150 円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 一 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真
(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る。)
 - 二 承認期間
 - 三 遊漁料の額又は遊漁券の種類
 - 四 発行者名
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場に設置された産卵施設又は漁場の川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十一條 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である

ことを表示する腕章をつけるものとする。

- 一 氏名および顔写真
- 二 有効期間
- 三 発行者名
- 四 その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に令和4年2月14日付け群馬県指令蚕園第201-2号で認可された邑楽漁業協同組合遊漁規則（共第11号第五種共同漁業権）により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

○令和5年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-6号

◆◆◆ 注意事項 ◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆ 注意事項 ◆◆◆

別表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在	電 話
1	水郷管理室	板倉町大字岩田 2941-3	—
2	有限会社まる一	板倉町大字板倉 1709	0276-82-0014
3	川魚問屋魚権	板倉町大字板倉 1104	0276-82-0023